

病後児・休日・一時保育

病後児保育について

子どもが病気やけがの回復期の時、保護者が勤務等の都合により子どもを家庭で保育できない場合、病後児保育を利用することができます。利用するためには、登録が必要です。

1. 対象となる子ども

- ① 満1歳から小学校就学前
- ② 認可保育所、幼稚園等の施設に入所している
- ③ 授乳・離乳食が完了している
- ④ 1人歩行が可能
- ⑤ 病気やけがの回復期にあり集団保育が困難

2. 利用について

実施園・定員 みその保育園(美園町) ▶ 受入人数: おおむね2名

利用時間 午前8時30分から午後5時までの間(厳守) ※月～金曜日

利用料金 3歳以上児: 利用料1,500円 給食費300円
3歳未満児: 利用料1,700円 給食費300円

3. 利用方法について

① 利用登録

利用を希望する日の前日までに「利用登録申請書」をみその保育園に提出し、利用登録をします。

※緊急の場合等は、利用当日の登録も可能です

② 仮予約

利用を希望する日の前日までにみその保育園へ連絡し、仮予約をします。

※定員に空きがある場合は当日でも利用が可能な場合があります

③ 病院受診

・病院を受診し、医師に「利用連絡書(診療情報提供書)」を記入してもらいます。

※病後児保育の利用が可能と診断されたものの、提出が間に合わない場合はみその保育園へ連絡してください

④ 本予約

・みその保育園へ連絡し、本予約をします。

⑤ 利用の申込

・「利用申請書」などの必要な書類をみその保育園に提出し、利用を申し込みます。

休日保育(2号・3号認定のみ)について

日曜・祝休日に保護者が勤務により子どもを保育できない場合、休日保育を利用することができます。
利用するためには、登録が必要です。※年末年始はお休みです

1. 対象となる子ども

- ① 2号または3号認定を受け、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設に入所している
- ② 令和6年4月1日時点で1歳以上
- ③ 授乳・離乳食が完了している
- ④ 1人歩行が可能

2. 利用について

実施園・定員

- ① うとない保育園(ウトナイ南) ▶ 定員: おおむね10名 ▶ 受入: 1歳児クラス以上
(祝休日 おおむね20名)
- ② みその保育園(美園町) ▶ 定員: おおむね20名 ▶ 受入: 1歳児クラス以上
- ③ たいせい保育園(大成町) ▶ 定員: おおむね10名 ▶ 受入: 3歳児クラス以上

利用時間 午前8時から午後6時までの間(厳守) ※ 保育時間は、保護者の勤務時間により異なります。

3. 利用方法について

① 利用登録

利用を希望する月の前月15日までに「登録申請書」を在籍園を通して市に提出し、利用登録をします。(在籍園には余裕をもって2～3日前までに提出してください)

② 利用の申込

利用を希望する月の前月20日までに「利用申込書」を在籍園を通して実施園に提出し、利用を申し込みます。(在籍園には余裕をもって5日前までに提出してください)

病後児・休日・一時保育

— 広 告 —



苫小牧小児科医会

苫小牧小児科医会は、小児科専門医※と専門医を志す小児科医が専門領域の研鑽を積み、小児の保健、医療および福祉の充実、向上を図る事業を行うことで小児の心身の健全な発達に寄与する事を目的として活動しています。

※小児科専門医とは公益社団法人日本小児科学会が行う研修を終え専門医試験に合格した医師に与えられる資格です。

苫小牧市立病院 ☎33-3131	王子総合病院 ☎32-8111
うとないキッズクリニック ☎53-8080	たかやなぎ小児科 ☎71-2115
たくしん小児科 ☎53-7788	とまこまいこどもクリニック ☎33-1050

一時保育について

保護者のパート就労等により一時的に保育が必要な場合や、保護者等が傷病その他の事情から家庭保育ができない場合、保育園等における一時保育を利用することができます。

1. 利用区分について

①非定型的保育サービス

内容 保護者の就労・職業訓練および就学等により、家庭保育が困難な場合

保育期間 平均週3日程度

②緊急保育サービス

内容 保護者の傷病、火災・事故、出産、看護・介護等により、家庭保育が困難な場合

保育期間 原則1か月以内

③私的理由による保育サービス

内容 育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するために、一時的に保育を必要とする場合

保育期間 週3日が限度 土曜日は利用できません。平日の利用については、①②の利用が優先されるため、利用できない場合もあります。

2. 対象となる子ども

①満1歳から小学校就学前

②授乳・離乳食が完了している

③1人歩行が可能

④集団保育が可能

※保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育施設に入所している場合は利用できません

3. 利用について

利用時間 午前9時から午後5時まで

休日 施設の休園日 ※日・祝休日・年末年始等

利用料金 下記の利用料を利用毎に納入します。

年齢	時間	4時間以内	4時間以上
3歳未満児		800円	1,600円
3歳以上児		600円	1,200円

※ただし、生活保護世帯または市民税非課税世帯は、①非定型的保育サービス、②緊急保育サービスの利用を申し込むときに利用料免除を申請することができます。



4. 実施施設について

施設名	利用定員	電話番号	住所
①うとない保育園	5名	82-8161	ウトナイ南3丁目20番1号
②幼稚舎あいか	5名	53-0021	柳町4丁目9番17号
③あけの保育園	5名	57-3543	明野新町5丁目13番30号
④みその保育園	10名	34-4339	美園町4丁目26番10号
⑤苫小牧ふたば幼稚園	5名	34-6250	王子町1丁目2番18号
⑥苫小牧あおば認定こども園	5名	72-7411	見山町4丁目6番4号
⑦錦岡保育園	5名	67-0033	宮前町2丁目28番15号

5. 利用方法について

①施設へ連絡

利用を希望する施設に直接連絡をし、「一時保育の申込み」と伝えて面接の日程を調整します。

②面接・登録

利用前に、親子で面接を受け問題がなければ登録となります。

持ち物

- ☒ 母子手帳
- ☒ 健康保険証等子どもの生年月日を確認できるもの

③利用の申込

利用を希望する3日前までに利用する施設に以下の書類を提出し、申し込みをします。

- ①一時保育利用申込書
- ②在職証明書・診断書等保育を必要とする理由を証明するもの
- ③生活保護手帳の写しまたは市民税非課税証明書

※ ③私的利用による保育サービスの場合、②と③の書類は不要です。

6. 利用時の持ち物について

主な持ち物は下記のとおりです。利用施設によって異なりますので、詳細は面接時に各施設へご確認ください。

持ち物	3歳未満児	3歳以上児
着替え一式(上下・シャツ・パンツ)	○	○
着替え袋(どんなものでも結構です)	○	○
パジャマ、バスタオル、歯ブラシ	○	○
乾いたおしぼり	○	○
ビニール袋(未使用のもの)	○	○
主食および弁当入れ	—	○
エプロン	○(1歳児)	—
おむつまたはパンツ、おしりふき	○(必要な子ども)	—